



# 鳥取県公報

令和7年7月25日（金）  
第9713号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（463）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	指定自立支援医療機関の指定（464）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2
	特定計量器の定期検査の実施（465）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（2件）（466・467）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 2
	県営土地改良事業の工事の完了（468）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（469）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・ 3
◇ 公 告	クリーニング師試験の実施（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施（デジタル基盤整備課）・・・・・・・・・・ 5
	一般競争入札の実施（病院局総務課）・・・・・・・・・・ 9
	一般競争入札の実施（鳥取県立中央病院）・・・・・・・・・・ 12
	落札者の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 15

# 告 示

## 鳥取県告示第463号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社やわらね	米子市河崎1741-11	緩音訪問看護ステーション	米子市目久美町97-3	令和7年6月18日

## 鳥取県告示第464号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社 BANG	鳥取市大覚寺150-87	訪問看護ステーションナースくる	鳥取市大覚寺150-87	精神通院医療	令和7年8月1日

## 鳥取県告示第465号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年7月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
日野郡日南町	令和7年9月2日（火）	午後1時から午後3時まで	日野郡日南町霞800 日南町役場
日野郡江府町	令和7年9月9日（火）	〃	日野郡江府町大字洲河崎62 江府町運動公園総合体育館
日野郡日野町	令和7年9月12日（金）	〃	日野郡日野町根雨130-1 日野町山村開発センター

## 鳥取県告示第466号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年7月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び写真測量）
- 2 作業期間 令和7年7月22日から同年10月20日まで
- 3 作業地域 日野郡日野町野田

**鳥取県告示第467号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県東部農林事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年7月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年7月25日から令和8年1月15日まで
- 3 作業地域 鳥取市河原町和奈見

**鳥取県告示第468号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和7年7月25日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農村地域防災減災事業 奥地区 ため池等整備	令和7年7月8日

**鳥取県告示第469号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月25日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ビジュアルビジョン	埼玉県上尾市上町一丁目1-14	けあビジョンホーム 米子訪問介護	米子市青木853-7	居宅介護	令和7年8月1日

**公 告**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和7年7月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時
  - (1) 学科試験 令和7年11月6日（木） 午前9時40分から午前11時10分まで

(2) 実地試験 令和7年11月6日(木) 午前11時40分から

## 2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

## 3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。

(2) 学科試験の科目及び配点は次のとおりとする。

ア 衛生法規に関する知識 (100点)

イ 公衆衛生に関する知識 (100点)

ウ 洗たく物の処理に関する知識 (100点)

(3) 実地試験の科目及び配点は次のとおりとする。

ア 洗たく物の処理に関する知識(繊維の判別(20点)、しみの判別(20点)及び薬品の鑑別(10点))

イ 洗たく物の処理に関する技能(アイロン仕上げ) (100点)

(4) 試験時間は次のとおりとする。

ア 学科試験 1時間30分

イ 実地試験

(ア) 洗たく物の処理に関する知識(繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別) 各4分

(イ) 洗たく物の処理に関する技能(アイロン仕上げ) 8分

## 4 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)であること。

## 5 受験手続

### (1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

ア 履歴書(日本産業規格によるもの)

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

エ 受験手数料の納付済証(銀行等で領収印が押印されたもの)

### (2) 受付期間

令和7年8月18日(月)から同年9月12日(金)まで(日曜日及び土曜日を除くものとし、郵便等により提出する場合は、令和7年9月12日(金)までの消印(これに相当するものを含む。)のあるものに限り受け付ける。)

### (3) 提出先等

県内に居住する者は住所地を所管する各総合事務所環境建築局又は鳥取市市民生活部環境局へ、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は、書留郵便又は信書便(書留郵便に準ずるものに限る。)によること。

鳥取市市民生活部環境局(〒680-8571 鳥取市幸町71)

鳥取県中部総合事務所環境建築局(〒682-0802 倉吉市東巖城町2)

鳥取県西部総合事務所環境建築局(〒683-0054 米子市柁町一丁目160)

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220)

## 6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とする。

県内に居住する者は住所地を所管する各総合事務所環境建築局又は鳥取市市民生活部環境局から、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課から、手交又は郵送により納付書の交付を受け、当該納付書により納付すること。

なお、既納の手数料は、還付しない。

#### 7 受験に当たっての注意事項

- (1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。
- (2) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。

なお、受付は、午前9時から開始する。

- (3) 試験開始後30分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。
- (4) 受験者は、受験通知書、筆記用具及び時計（計時機能のみのものに限る。）を持参すること。

なお、携帯電話、ウェアラブル端末（スマートウォッチ、スマートグラス等）又はタブレット端末等の通信、計算又はメモ等の機能を有する電子機器類を時計として使用することは認めない。

#### 8 合格者の発表

合格者の受験番号を令和7年11月28日（金）にくらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。また、同日付けで受験者全員に試験結果通知書を送付する。

#### 9 合格基準

学科試験、実地試験ともに合格基準を満たした者を合格とする。

##### (1) 学科試験

原則として、試験の合計点が180点以上である者を合格とする。ただし、いずれかの科目で得点が50点未満である者は不合格とする。

##### (2) 実地試験

原則として、試験の合計点が90点以上である者を合格とする。ただし、いずれかの科目の得点が次に掲げる点数未満である者は不合格とする。

- ア アイロン仕上げ（50点）
- イ 繊維の判別（8点）
- ウ しみの判別（8点）
- エ 薬品の鑑別（4点）

#### 10 その他

- (1) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていること又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。
- (2) 郵便等により願書を請求する場合は、110円切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- (3) この試験の得点については、即時に開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出ること。
- (4) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（電話0857-26-7185）に問い合わせること。

---

## 調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 調達内容

##### (1) 業務の名称及び数量

鳥取県・市町共同統合型GISシステム調達業務 一式

## (2) 業務の仕様

入札説明書による。

## (3) 業務期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

## (4) 入札方法等

ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める企画提案書等を提出しなければならない。

イ 入札は、紙により行うものであること。

ウ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る業務に要する費用の総額を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とすること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

（ア） 情報処理サービスのシステム等開発・改良

（イ） 情報処理サービスのシステム等管理運営

（ウ） 情報処理サービスのASP

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年7月31日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

カ プライバシーマークにおける認証を取得していること。

キ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証を取得していること。

ク 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

## (2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員は、(1)のア及びウからオまでの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(ウ) 情報処理サービスのASP

なお、(ア)から(ウ)までの業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和7年7月31日

(木) 正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 成立の時期及び解散の時期

(オ) 構成員の住所及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

(ク) 構成員の出資の割合

(ケ) 運営委員会

(コ) 構成員の責任

(サ) 取引金融機関

(シ) 決算

(ス) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(ソ) 権利義務の譲渡の制限

(タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(チ) 構成員の除名

(ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置

(テ) 解散後の契約不適合責任

(ト) 解散後の著作権

(ナ) その他必要な事項

キ 構成員のうち、イの(イ)を満たす1以上の者及びイの(ウ)を満たす1以上の者が、プライバシーマークにおける認証を取得していること。

ク 構成員のうち、イの(イ)を満たす1以上の者及びイの(ウ)を満たす1以上の者が、情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)適合性評価制度における認証を取得していること。

### 3 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課

電話 0857-26-7615

電子メール digital-kiban@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付の方法

令和7年7月25日(金)から同年8月22日(金)までの間にインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/digital-kiban/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年7月25日(金)から同年8月22日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項の規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出日時

令和7年9月5日(金)午後3時。ただし、郵送等による入札書及び企画提案書等の受領期限は、同月4日(木)午後5時とする。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟3階第13会議室

なお、郵送等による提出の場合は、(1)の場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。

なお、落札者の決定は、入札説明書に示すところにより後日審査の上決定し、通知する。

ア 日時

令和7年9月5日(金)午後3時

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟3階第13会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封し、企画提案書等とともに提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を4の(1)の場所に令和7年8月22日(金)の正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、鳥取県・市町共同統合型GISシステム調達業務企画提案書評価委員会を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) 本件公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価点の最も高かった者を落札者として決定する。

## 8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Development, operation and maintenance services Integrated geographic information system : 1 set

(2) August 22, 2025 noon : Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation

(3) September 5, 2025 3:00 PM : Time-limit for the submission of tenders

(September 4, 2025 5:00 PM : Time-limit for the submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Digital base Maintenance Division, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7615

---

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月25日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

## 1 調達内容

## (1) 調達物品の名称及び数量

医療機器 一式

## (2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入場所

ア 鳥取県立中央病院（鳥取市江津730）

イ 鳥取県立厚生病院（倉吉市東昭和町150）

## (4) 納入期限

令和8年3月19日（木）

## (5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年7月30日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(5) 1の(1)に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる体制を整えているものであること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県病院局総務課

## 4 入札手続等

## (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県病院局総務課

電話 0857-26-7885

電子メール byouinsoumu@pref.tottori.lg.jp

## (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和7年7月25日（金）から同年8月22日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/byouinkyoku/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、270円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年7月25日（金）から同年8月22日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月3日（水）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前11時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟3階 第14会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和7年8月22日（金）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として契約申込金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札の参加に係る一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を確実に納入できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする可能性がある。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : medical equipments, 1 Set

(2) August 22, 2025 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 3, 2025 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

September 3, 2025 11:00 AM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori

Prefectural Hospital Bureau, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7885

-----  
一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月25日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

電子カルテ端末等 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(4) 納入期限

令和8年2月13日（金）

(5) 入札方法等

入札は紙入札によるものとする。

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、次のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 文具・事務用機器類の事務・OA機器

イ 医療・理化学機器類の医療機器

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和7年8月1日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (5) 1の(1)に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局医療情報管理室

## 4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局医療情報管理室

電話 0857-26-2271（内線2792）

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書等の交付方法

令和7年7月25日（金）から同年8月29日（金）までの間にインターネットの鳥取県立中央病院のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、320円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年7月25日（金）から同年8月29日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法

律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所又は郵送申込先

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月8日（月）午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院7階 カンファレンス室2

5 入札者に要求される事項

（1）入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、2回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の（1）の場所に令和7年8月29日（金）午後5時までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3）契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electronic medical record terminal, 1 Set
- (2) August 29, 2025 5 : 00 PM : Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation
- (3) September 8, 2025 1 : 30 PM : Time-limit for the submission of tenders  
September 8, 2025 10 : 00 AM : Time-limit for the submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Management Strategy Division, Tottori Prefectural Central Hospital, 730 Ezu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan  
TEL 0857-26-2271

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	初動捜査支援システム賃貸借及び保守業務 一式
2 契約方式	総合評価一般競争入札
3 落札日	令和7年6月12日
4 落札者の名称及び所在地	山陰パナソニック株式会社ビジネスソリューション部門 島根県松江市平成町182-14
5 落札金額	月額6,490,440円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和7年4月11日
7 落札方式	総合評価落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県警察本部警務部会計課 鳥取市東町一丁目271